

## マイナポイントとマイナンバーカードについて

9月から、政府による「マイナポイント」事業がスタートしました。今回のCBCA NEWSでは、その概要をお伝えすると共に、事業の鍵となる「マイナンバーカード」についても言及します。

### ✚ マイナポイントとは

マイナンバーカードを使って予約・申込を行い、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をすると、利用金額の25%分のポイントがもらえるのが「マイナポイント」のしくみです。一人あたり最大5,000円分のマイナポイントの取得が可能です。政府は2,000億円（4,000万人分相当）の予算をマイナポイントに投じ、9月からポイントの取得と利用が開始されました。

### マイナポイント利用のイメージ



マイナポイントの取得と利用でお買物が最大5,000円お得であるほか、マイナポイントとは別に決済サービス側でポイントが付与されるキャンペーンもあります。

マイナポイントの取得可能期間は2020年9月～2021年3月末ですが、現予算2,000億円が消化された時点で（予算追加がない限り）終了となります。

マイナポイントの取得と利用に際しての留意点は以下の通りです。

- ① マイナポイントの申込には、マイナンバーカードが必須
- ② マイナポイントの取得と利用ができる決済サービスは1つに限定される(途中の変更不可)
- ③ マイナポイントの取得と利用ができるクレジットカードが限られている(スマホ決済等は問題なし)

お得な制度であるにも関わらず、マイナポイントの申込は今のところ低調と伝えられています。大きな理由は、マイナンバーカードの普及が進んでいないため、上記①がネックとなっています。

そもそも、政府がマイナポイント事業を行う目的は、なかなか普及が進まないマイナンバーカードの普及を一気に進めたいとの考えがあるからです。政府は、マイナンバーカードを普及させ、もっといろいろな情報をカードに盛り込ませ、個人情報を一元化したいとの構想があるようです。

### ✚ マイナンバーカードの申請方法

そのマイナンバーカードの申請は、郵便・パソコン・スマホ・対応する証明用写真機から無料で出来ます。申請から交付まで1カ月程度掛かる模様です。なお、カードの受取の際には、本人確認が必要となるので、市区町村窓口まで出向く必要があります。

## 1 郵便で

- ① 個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼り付けます。
- ② 交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。



## 2 パソコンで

- ① デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。
- ② 交付申請用のWEBサイト（マイナンバーカード総合サイト）にアクセスします。
- ③ 画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。



## 3 スマートフォンで

- ① スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。
- ② 交付申請書のQRコードを読み込み、申請用WEBサイトにアクセスします。
- ③ 画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。



## 4 証明用写真機で

- ① タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざします。
- ② 画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信します。



※対応しているまちなかの証明用写真機  
株式会社DNPフोटイメージングジャパン  
日本オート・フォート株式会社  
富士フイルム株式会社

(内閣府)

※詳しくは、マイナンバーカード総合サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>) をご確認ください。

### ✚ マイナンバーカードのメリット

では、なぜマイナンバーカードの普及が進まないのでしょうか。

前述のように、カードの申請には多少の手間と時間を要します。情報漏洩も心配です。そのため、カードを持つメリットや必要性が無いと、カードを申請する人はなかなか増えません。

そこで、(マイナポイントを除く) マイナンバーカードの主なメリットを以下に列挙してみます。

- ① マイナンバーを証明する書類として使える
- ② 公的な身分証明書として使える
- ③ コンビニなどで、住民票の写しや印鑑登録証明書を取得出来る
- ④ 2021年3月(予定)から、健康保険証として使えるようになる(健康保険証も従来通り使える)
- ⑤ マイナポータルが利用でき、子育てなどの行政手続きがオンラインで出来る
- ⑥ 確定申告がオンライン(e-tax)で出来る(来年からは、青色申告のe-taxでの控除額が10万円増える)

こうしてみると、カードを持つメリットは人によってかなり異なると思われます。ただし、メリットがある方でも、カードの使用頻度は多くはないでしょう。カードに記載されているマイナンバーは、社会保障、税、災害対策の法令で定められた手続のためだけに使われます。必然として、カードが必須の場面は限られます。なお、以前に送られてきたマイナンバーの通知カードについては、氏名、住所等の記載事項の変更がある方は、今年5月以降、通知カードによるマイナンバーの証明が出来なくなりました。マイナンバーカードがないと証明に別途手続きが必要になり、不便です。

さて、マイナポイントが起爆剤になるかどうかは別として、マイナンバーカードがあった方が便利で、無いと不便を感じる事が今後時々ありそうです。それにつれてカードの普及は進むでしょう。ただし、マイナンバーカードは、いつも財布に入れて持ち歩くものではなく、普段は大切に仕舞っておいて、必要な際に「どこに仕舞ったかしら？」と探し出すものになるのだらうと思います。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL : 03-3812-8211 FAX : 03-3812-8213

mail@cbca.jp

<http://www.cbca.jp>

お問い合わせ先